

(平成23年3月30日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年5月までの期間及び2年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から同年5月まで  
② 平成2年1月から同年3月まで

私は、市役所の担当者から、「これから60歳まで国民年金保険料を納付し続ければ、受給権を得る25年を満たす最後のチャンスである。」との指導を受け、遅れ気味ではあったが将来のことも考え、申立期間の保険料を納付した記憶があり、当該期間が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月及び3か月と短期間であるとともに、申立期間において、申立人の夫の国民年金保険料は納付済であり、申立期間前後の申立人の保険料は納付済となっている上、申立期間の前後を通じて、夫婦の住所や仕事などの生活状況に変化は認められないこと及び申立人が国民年金保険料の納付を開始した平成2年当時は、申立人の夫は事業を営んでおり、申立期間の保険料を納付する資力があったものと考えられることから、申立期間の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

また、夫婦は、平成3年5月以降、国民年金基金にも加入している上、申立人は、当時居住していた地域の市の国民年金担当者から、「これから60歳まで国民年金保険料を納付し続ければ、受給権を得る25年を満たす最後のチャンスである。」との指導を受け、2年7月に現年度分保険料の納付を開始するとともに、納付可能な過年度分の国民年金保険料を順次納付していることが確認でき、未納とされている期間の解消を図るべく努めていたことが推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人の平成8年4月から10年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年10月から8年3月まで  
② 平成8年4月から10年9月まで

私の申立期間①の国民年金保険料は、当時、学生であったので、学生免除を行った記憶があり、その後就職が決まった平成10年に、母親の勧めで、申立期間②の保険料を一括で30万円くらい納付した記憶があるにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は平成10年6月であることが確認でき、申立人に対して申立期間①当時に、別の年金手帳が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間①は国民年金の未加入期間であり、制度上、遡って国民年金保険料の免除申請を行うことはできない上、申立期間①の当時、申立人が在学していたとする通信制の大学は、学生免除の対象ではない。

申立期間②について、申立人は、就職が決まった平成10年に一括で納付したと主張しているが、オンライン記録によると、平成14年1月から16年3月までの申立人に係る国民年金保険料(35万9,100円)が15年4月8日に一括で納付されていることが確認でき、申立人の母親も「娘(申立人)が会社を退職した平成14年4月頃、娘に退職金が入ったので、『お金がある時に国民年金保険料を納めた方が良い。』と勧めた記憶がある。」と述べている上、申立人は、「申立期間②の保険料をかなり分厚い綴りの納付書で納付した。」と述べており、申立期間当時、社会保険事務所(当時)から送付される過年度分の保険料は3枚綴りの納付書であったことを踏まえると、申立人が使用

したとする分厚い納付書は、申立期間②に係る過年度分保険料の納付書ではなかったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた地域の区役所の納付記録によると、申立人は、平成10年10月に厚生年金保険に加入したため、11年4月に10年10月に遡って、国民年金の被保険者資格の喪失手続を行っているが、その時点では、申立期間②の国民年金保険料は未納となっており、また、国民年金被保険者の再取得の届出を14年2月に行った時点においても、申立期間②の保険料は未納となっていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の平成6年10月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。また、申立人の平成8年4月から10年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 沖縄国民年金 事案 304

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年11月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月から63年3月まで  
昭和63年の結婚を機にそれまで未納であった現年度分の国民健康保険料と国民年金保険料を市役所内の指定金融機関窓口で一括納付した。その後就職が決まり、63年8月に厚生年金保険に加入したので、その時点で納付することができる未納保険料の18か月分(61年10月から63年3月まで)を納付した記憶があるので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間(17か月間)を含む、18か月分(昭和61年10月から63年3月まで)の国民年金保険料を一括納付したと述べているが、当該保険料の納付方法及び納付金額等の記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によれば、申立期間直前の昭和61年10月分の保険料については、63年8月分の過誤納保険料が63年11月に充当処理された記録が確認でき、その時点で61年10月分の保険料は未納であったものと考えられる。

さらに、申立期間については、申立人の居住する地域の市の磁気媒体においても、61年度の納付月数は61年10月分の1か月のみで、申立期間の保険料は未納となっていることが確認できる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 20 日から 50 年 6 月 26 日まで  
私は、A社B工場（現在は、C社D工場）に正社員として入社し、給与明細書は持っていないが、申立期間において給与は12万円くらいであった。国（厚生労働省）の記録では、厚生年金保険の標準報酬月額が給与の額よりも低額となっているので、給与の額に見合う標準報酬月額に記録訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

E連合会が保管する申立人に係る標準報酬月額の記録は、厚生年金保険被保険者原票の記録及びオンライン記録と一致している。

また、C社は、申立期間当時の給与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できる賃金台帳等の書類を保管していない上、複数の同僚からも、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることをうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間について、A社B工場における申立人の標準報酬月額は、同時に入社した同世代の同僚の標準報酬月額とほぼ同額で推移していることが確認できる上、当該同僚は、「私の給与額と国（厚生労働省）から通知された標準報酬月額とは一致している。」と述べており、申立人の標準報酬月額のみが、同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

加えて、申立人の主張する標準報酬月額は、上司であったとする者の標準報酬月額とほぼ同額となっている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和37年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和62年6月1日から平成2年10月1日まで  
② 平成2年10月1日から7年1月20日まで

私は、昭和62年4月から平成2年9月まではA社（現在はB社）で、同年10月から7年1月まではC社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間①及び②の標準報酬月額が受け取っていた報酬月額と比べて低いものとなっていた。両社におけるそれぞれの申立期間には35万円の報酬月額であったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社が保管するA社における申立人に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、事業主は申立人の昭和62年4月1日の被保険者資格取得時の標準報酬月額を、オンライン記録と同額の13万4,000円として社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、被保険者資格取得の6か月後の昭和62年10月に14万2,000円と定時決定されている。当該決定は、通常では同年5月から7月までの3か月間に実際に支払われた給与の総額を月数の3で除した額について、標準報酬月額等級表に当てはめて決定されたものである。申立人は「A社の入社3か月後から残業の増加により給与が入社時の2倍を超えるようになった。」としていることから、給与支給額が上がったのは、上述の標準報酬月額の算定期間よりほぼ後となり、当該記録は不自然とは言えない。その後の標準報酬月額の推移を見ても、翌年の63年10月の定時決定においては24万円と8等級上がっており、その翌年の平成元年10月の定時決定においては、さらに4等級高い32万円となっていることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立期間①当時、A社においてほぼ同時期に被保険者資格を取得し、取得時の標準報酬月額もほぼ同額の複数の被保険者の記録を見ると、これらの者の標準報酬月額も申立人とほぼ同様に推移しており、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

加えて、申立期間①当時に、A社において、申立人と同様の職種であった複数の同僚に聴取したところ、標準報酬月額が事実と相違していると述べた者はいない上、このうちの一人が保管していた平成2年3月支給分の給与明細書によれば、標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

その上、B社は「申立期間当時の標準報酬月額の届出については、帳簿を全て社会保険事務所に持参して、細かくチェックを受けながら行っていたので、問題があったとは考えられない。」旨述べている上、オンライン記録における申立人に係る標準報酬月額が遡って訂正された形跡も無く、このほかに申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、A社からC社に移籍した際に給与は増額したため、同社における被保険者資格取得時の標準報酬月額が18万円であるのは納得できないと主張している。

しかしながら、申立人と同様に、C社が新たに適用事業所となった平成2年10月1日にA社から異動となり、同日付でC社において被保険者資格を再取得した32人の標準報酬月額を調査したところ、申立人を含む15人の取得時決定標準報酬月額が、直前のA社勤務時より低い標準報酬月額となっていることが確認できるほか、当該取得日以降においても申立人のみ標準報酬月額が低額である状況は認められない。

また、申立人と同様にA社からC社に移籍した複数の同僚に聴取したところ、申立期間②当時における標準報酬月額が事実と相違していると述べた者はいないほか、オンライン記録における申立人に係る標準報酬月額が遡って訂正された形跡も無い。

さらに、C社は、平成16年3月11日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、法人登記簿により同年10月1日に同社は解散となっており、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月 1 日から 47 年 5 月 15 日まで  
② 昭和 47 年 5 月 15 日から 51 年 7 月 1 日まで

私は、申立期間①においてはA事業所が雇用管理するB内のCに、申立期間②においてはD事業所が雇用管理する同B内のCに勤務していたが、各申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額と大きく相違している。当時の給与明細書は持っていないが、16万円から17万円の給料だったと記憶しているので、申立期間①においては、申立期間当時の標準報酬月額表の最高額である10万円に、申立期間②においては、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「周りの同僚は、私より高い給与をもらっていた。」と述べているところ、申立人が主張する標準報酬月額は、申立人が氏名を挙げた同僚の標準報酬月額より高額であり、申立期間当時の最高等級の標準報酬月額となっている上、同僚の妻は、「本土復帰でドルから円に切り替わった時に、それまで200ドル余りだった夫の給料が9万8,000円余りの支給だったことを覚えている。Bの雇用員は民間より高い給与が支給されていたが、20代の事務職にドル換算で500ドル近くにもなる16万円から17万円の給与が支給されていたとは考えにくい。」と述べている。

また、申立期間①に係るA事業所の人事記録及び給与支払等の資料は保存されていない上、同事業所における同僚からも、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、オンライン記録によれば、A事業所における申立人の標準報酬月額は、昭和45年1月1日付けの厚生年金保険被保険者資格取得時決定及び46年10月1日付けの月額変更について、申立人が氏名を挙げた同僚の標準報酬月額とほぼ同額で推移しており、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

申立期間②について、オンライン記録によれば、D事業所における申立人の標準報酬月額、同事業所における同僚の標準報酬月額と同額で推移しており、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、D事業所を承継するE事業所から提出されたBの従業員台帳に記載された基本給に基づく標準報酬月額に近い額となっていることが確認できる。

また、前述のBの従業員台帳により、申立期間に申立人と同職種で勤務していた4人の者の基本給について見ると、47年5月15日においては、申立人の基本給4万4,500円に対し、4万2,800円が一人、4万6,200円が3人となっており、それ以後の期間においても、ほぼ同様に推移していることが確認できる。

さらに、申立期間②におけるD事業所の賃金台帳及び保険料控除等の資料は保存されていない上、同事業所における同僚からも、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

加えて、各申立事業所に係る被保険者原票に記載された標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致している上、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡も見当たらない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、各申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。